

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書																														
令和6年6月25日																														
長崎市長 鈴木史朗殿																														
提出者 住 所 長崎市泉3丁目3番1号 氏 名 竹下建設工業株式会社 代表取締役 松川 正一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 095-848-0912																														
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																														
事業場の名称	竹下建設工業株式会社																													
事業場の所在地	長崎県長崎市泉3丁目3番1号																													
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日																													
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																														
① 事業の種類	総合建設業																													
② 事業の規模	19.5億円/年																													
③ 従業員数	36人																													
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>発生源</td><td>廃棄物</td><td>処理</td><td>処分</td></tr><tr><td rowspan="6">工事</td><td>アスコン</td><td rowspan="6">委託契約</td><td>破碎</td><td>再利用</td></tr><tr><td>コンクリートがら</td><td>破碎</td><td>再利用</td></tr><tr><td>金属くず</td><td>圧縮</td><td>再利用</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>脱水、造粒固化</td><td>再利用</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>破碎、圧縮、熔解</td><td>再利用、安定型埋立</td></tr><tr><td>木くず</td><td>破碎</td><td>再利用</td></tr><tr><td></td><td>紙くず</td><td></td><td>圧縮</td><td>再利用</td></tr></table>	発生源	廃棄物	処理	処分	工事	アスコン	委託契約	破碎	再利用	コンクリートがら	破碎	再利用	金属くず	圧縮	再利用	建設汚泥	脱水、造粒固化	再利用	廃プラスチック	破碎、圧縮、熔解	再利用、安定型埋立	木くず	破碎	再利用		紙くず		圧縮	再利用
発生源	廃棄物	処理	処分																											
工事	アスコン	委託契約	破碎	再利用																										
	コンクリートがら		破碎	再利用																										
	金属くず		圧縮	再利用																										
	建設汚泥		脱水、造粒固化	再利用																										
	廃プラスチック		破碎、圧縮、熔解	再利用、安定型埋立																										
	木くず		破碎	再利用																										
	紙くず		圧縮	再利用																										

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
(廃棄物処理総括責任者) 工事部長	・	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認				
.....						
(廃棄物担当) 本社工事部事務	・	・教育、啓発、指導 ・法令改正、行政庁の指導内容等の周知 ・廃棄物処理計画書、実施状況報告書の作成 ・管理票交付等状況報告書の作成 ・処理委託契約書締結・保管、マニフェスト発行保管 等				
.....						
(廃棄物処理責任者) 現場所長	・	・処理業者選定 ・処理業者の監督、処理状況の確認 ・マニフェスト交付管理 ・処理実績の集計・保存、本社工事部への報告 ・協力会社の指導、監督 等				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	種類	数量	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定外熱回収業者
	コンクリートがら	503.00	3.00	500.00		
	アスファルトがら	428.50		428.50		
	廃プラスチック	21.30	21.30	0.00		
	建設汚泥	355.70		355.70		
	木くず	965.30	19.30	946.00		
	安定型混合	0.10	0.10	0.00		
	管理型混合	8.90	8.90	0.00		
	廃油	0.01	0.01	0.00		
計	2282.81	52.61	2230.20	0.00	0.00	
(これまでに実施した取組)						
・分別の徹底 ・再生利用業者への処理委託の徹底 ・優良認定処理業者、認定熱回収業者の利用						
② 計画	【目標】 分別の徹底					
	種類	数量	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定外熱回収業者
	コンクリートがら	500.0		500.0		
	アスファルトがら	500.0		500.0		
	廃プラスチック	10.0	10.0	0.0		
	金属くず	10.0	10.0	0.0		
	建設汚泥	100.0		100.0		
	紙くず	10.0	10.0	0.0		
	木くず	100.0	50.0	50.0		
	計	1230.0	80.0	1150.0		
(今後実施する予定の取組)						
・分別の再徹底と再教育 ・再生利用業者への処理委託の徹底 ・優良認定処理業者、認定熱回収業者の利用						
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがら、アスコンがら、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、 その他がれき類、廃プラスチック、金属くず、建設汚泥、紙くず、 木くず ・廃棄物仮置場内に置場の明示と分別の再徹底と再教育					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがら、アスコンがら、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、 その他がれき類、廃プラスチック、金属くず、建設汚泥、紙くず、 木くず ・廃棄物仮置場内に置場の明示と分別の再徹底と再教育					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t		
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t		
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	種類	数量	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定外熱回収業者
	コンクリートがら	503.00	3.00	500.00		
	アスファルトがら	428.50		428.50		
	廃プラスチック	21.30	21.30	0.00		
	建設汚泥	355.70		355.70		
	木くず	965.30	19.30	946.00		
	安定型混合	0.10	0.10	0.00		
	管理型混合	8.90	8.90	0.00		
	廃油	0.01	0.01	0.00		
	計	2282.81	52.61	2230.20	0.00	0.00
	(これまでに実施した取組)					
	・ 優良認定業者への委託 ・ 再生利用業者への処理委託					

	② 計画	【目標】 分別の徹底、再生利用の推進																																																						
		<table><tr><th>種類</th><th>数量</th><th>優良認定業者</th><th>再生利用業者</th><th>認定熱回収業者</th><th>認定外熱回収業者</th></tr><tr><td>コンクリートがら</td><td>500.0</td><td></td><td>500.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>アスファルトがら</td><td>500.0</td><td></td><td>500.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>0.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>金属くず</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>0.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>100.0</td><td></td><td>100.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>紙くず</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>0.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木くず</td><td>100.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>1230.0</td><td>80.0</td><td>1150.0</td><td></td><td></td></tr></table>	種類	数量	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定外熱回収業者	コンクリートがら	500.0		500.0			アスファルトがら	500.0		500.0			廃プラスチック	10.0	10.0	0.0			金属くず	10.0	10.0	0.0			建設汚泥	100.0		100.0			紙くず	10.0	10.0	0.0			木くず	100.0	50.0	50.0			計	1230.0	80.0	1150.0		
		種類	数量	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定外熱回収業者																																																	
コンクリートがら	500.0		500.0																																																					
アスファルトがら	500.0		500.0																																																					
廃プラスチック	10.0	10.0	0.0																																																					
金属くず	10.0	10.0	0.0																																																					
建設汚泥	100.0		100.0																																																					
紙くず	10.0	10.0	0.0																																																					
木くず	100.0	50.0	50.0																																																					
計	1230.0	80.0	1150.0																																																					
(今後実施する予定の取組) ・ 分別の再徹底と再教育 ・ 再生利用業者への処理委託の徹底 ・ 優良認定処理業者、認定熱回収業者の利用																																																								

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。